

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
15	小沢 映子（27）	<p>1. 犯罪被害者等支援条例制定の必要性について</p> <p>近年、様々な犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっている。</p> <p>平成16年に犯罪被害者等基本法が制定された。この法律では犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するほか、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策が講じられ、犯罪被害者の権利と保護を図ることを目的としている。</p> <p>また被害に遭われた方に最も近い行政である市町村こそが、被害者に寄り添う支援を行うことに適していることから、地方公共団体の責務が強く規定されている。</p> <p>富士市における犯罪被害者等への支援の現状をどのように捉えているかについて、現状認識を伺う。</p> <p>(1) 富士市内での犯罪被害者等の置かれている状況についてどのように捉えているのか伺いたい。</p> <p>(2) 第3次犯罪被害者等基本計画により、全市町村に犯罪被害者等施策・総合的対応窓口の担当部署があることになっているが、富士市の窓口ではどのような対応をしてきたか。またこれまでの実績を伺いたい。</p> <p>(3) 犯罪被害者支援には、各機関の連携が欠かせない。お互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要と考えるが、関係機関、団体との連携は取れているのか。また事例研修などは実施しているのか伺いたい。</p> <p>(4) 静岡県内での犯罪被害者等支援条例の制定状況は、平成27年に静岡県、平成29年に藤枝市、平成30年に長泉町、平成31年に裾野市、令和2年になって菊川市、湖西市、島田市が制定している。</p> <p>そこで、富士市では犯罪被害者等支援条例制定について、どのような見解を持っているのか伺いたい。</p>	市長 及び 担当部長